

神奈川県内広域水道企業団告示第2号

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第30条及び神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例（令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第8条の規定により、令和5年度における情報公開条例及び個人情報保護法施行条例の運用状況を公表する。

令和6年5月2日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

1 情報公開条例の運用状況

(1) 実施機関（企業長及び監査委員）の運用状況

(ア) 開示請求の状況

令和5年度は、請求件数2件、請求文書件数3件であった。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2	R3	R4	R5
請求件数	233	144	54	11	9	2	3	14	7	2
請求文書 件数	655	341	132	21	23	2	3	48	440	3

(イ) 請求のあった公文書

請求のあった公文書3件の全てが企業団発注工事等に係る入札・契約関係文書であった。

(ウ) 開示決定等の状況

請求文書件数	処理状況（件）			
	開示	部分開示	不開示	処理中
3	2	1	0	0

(エ) 不服申立ての状況

不服申立て件数	処理状況 (件)				
	認容	却下・棄却	答申	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0

2 個人情報保護法施行条例の運用状況

(1) 自己情報の開示請求等の状況

(件)

年 度	開示請求 (簡易開示を除く)	簡易開示 (※)	訂正請求	利用停止請求
26	0	7	0	0
27	0	2	0	0
28	0	6	0	0
29	0	6	0	0
30	0	0	0	0
R元(31)	0	5	0	0
R2	0	2	0	0
R3	0	3	0	0
R4	0	3	0	0
R5	0	-	0	0

※個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）第24条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求ができる保有個人情報として定められた職員採用試験の結果を開示したものである。なお、同条例の廃止により、令和5年度以降、簡易開示の制度は存在しない。

(2) 個人情報取扱事務登録の状況 (年度末)

(件)

実施機関		企業長	監査委員
登録の別			
	26年度	55	12
	27年度	56	12
	28年度	58	12
	29年度	58	12
	30年度	58	12
	R元(31)年度	63	11
	R2年度	66	11
	R3年度	69	11
	R4年度	69	11
	R5年度	73	11
登R 録5 内年 訳度	新規	4	0
	変更	2	0
	抹消	0	0

3 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の状況

(1) 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

神奈川県内広域水道企業団情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、令和5年度に次のとおり開催した。

(1) 第3回審査会（第5期）

ア 開催日 令和6年3月18日（月）

イ 開催方式 書面方式

ウ 議題

(ア) 審査会の運営に関する確認事項の改正案について

(イ) 会長の選出について

(ウ) 審査会運営要領の改正について

(エ) 制度の運用状況について

(オ) 答申への対応状況について

(2) 諮問及び答申の状況

特になし。